

若者の自立意欲醸成事業公募要項

1 目的

この要項は、若者の自立意欲醸成事業実施要領に規定する補助事業を実施する補助候補者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

なお、本事業は、和歌山県議会令和8年2月定例会において、本事業に係る令和8年度予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更する場合がある。またその場合、県は責を負わないものとする。

2 補助事業名

若者の自立意欲醸成事業

3 補助事業内容

若者の自立意欲醸成事業実施要領のとおり

4 補助期間

若者の自立意欲醸成事業補助金交付決定日から令和9年3月31日までとする。

5 補助上限額

県内において、1補助候補者を選定し、上限6,000千円とする。

【内訳】

1. 区分	2. 補助対象経費	3. 補助率	4. 上限額
人件費	【補助事業に要する経費のうち次の①～④に掲げる経費】 ① 俸給 ② 諸手当 ③ 賃金 ④ 法定福利費	10/10 以内	5,000 千円
物件費	【補助事業に要する経費のうち次の①～⑦に掲げる経費】 ① 消耗品費（5万円未満の物品購入をいう。） ② 燃料費 ③ 印刷製本費 ④ 修繕料 ⑤ 通信運搬費	10/10 以内	1,000 千円

	⑥ 使用料及び賃借料 ⑦ 備品購入費（5万円以上の物品購入をいう。）		
--	---------------------------------------	--	--

6 補助候補者の選定方法

- (1) 若者の自立意欲醸成事業に係る事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、提案者による企画提案書を評価・採点し、各委員の採点結果を集計した合計点（以下「評価点」という。）の最も高い者を補助金の補助候補者として選定する。
- (2) 評価点と同じ事業者が複数いる場合は、評価項目のうち「ア 業務履行の確実性」と「イ 個別カウンセリング体制」の合計点数が高い方の企画提案を上位とする。「ア 業務履行の確実性」と「イ 個別カウンセリング体制」の合計が同点の場合は、「ア 業務履行の確実性」の合計点数が高い方の企画提案を上位とする。
- さらに、「ア 業務履行の確実性」の合計が同点の場合は、「ウ 受け入れ体制」、「エ 若者の自立支援に関する理解」、「オ 利用者の社会参加を促進するための提案」及び「カ 費用の妥当性」の順に合計点数が高い方の企画提案を上位とする。
- なお、いずれも同点の場合は、委員の協議により決定する。
- (3) (1)、(2)の規定に関わらず、評価点が満点の6割未満である場合は補助候補者として選定しない。

7 参加資格要件

次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (2) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
- ア 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又はその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営している者又は暴力団等が経営に実質的に関与している者
- イ 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号の暴力団員等又は同条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者
- ウ 暴力団等に対する資金等供給又は便宜の供与を行っている者
- エ 国、地方公共団体その他の公共団体（以下「公共機関」という。）の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した容疑で逮捕、書類送検若しくは起訴

され、刑が確定した者（その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった者を除く。）が経営している者又はその者が経営に実質的に関与している者

オ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わらない者又はその刑の執行を受けることのなくなるまでの者

カ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る者を含む。）

(4) 若者の自立支援の経験がある県内に事業所若しくは事務所を有する法人その他の団体であること。

(5) 上記に掲げる者のほか、補助金の趣旨・目的に照らして適当でないとして知事が判断する者

8 スケジュール

- | | |
|--------------|---------------------------|
| (1) 応募申込期間 | 令和8年2月12日（木）～令和8年3月12日（木） |
| (2) 質問受付期間 | 令和8年2月12日（木）～令和8年2月26日（木） |
| (3) 選定委員会開催日 | 令和8年3月18日（水） |
| (4) 評価結果の通知日 | 選定委員会の翌日以降速やかに行う。 |

9 提出書類及び部数

以下の書類をもって構成し、正本1部、副本4部を提出すること。

- (1) 正本、副本双方に添付するもの
- ア 応募申込書（様式1）（※従事者の免許・経歴等が分かる資料を添付）
 - イ 収支見込書（様式2）
 - ウ 企画提案書（任意様式）
 - エ 提案者の概要がわかるもの（任意様式）
 - カ 定款（又は寄付行為）の写し
- (2) 正本のみに添付するもの
- ア 委任状（様式3）（※提出事業者が本社でない場合にのみ提出）
 - イ 誓約書（様式4）

10 提出方法及び提出先

- (1) 提出方法
次の(2)への直接持参又は郵送（書留必着）
- (2) 提出先

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県共生社会推進部こども家庭局こども支援課

(3) 受付期間

令和8年2月12日(木)～令和8年3月12日(木) 午後5時までに必着
直接持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時～午後5時

(4) 注意事項

ア 提出された企画提案書等はその事由の如何に関わらず、変更又は取消はできないものとする。

イ 7に掲げる参加資格を満たさない者が提出した企画提案書等は無効とする。

ウ 提出された企画提案書等は、原則、提案者に無断で使用しないものとする。

エ 企画提案書は、評価を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

オ 企画提案書等の作成及び提出に要する費用については、提案者の負担とする。

カ 提出された企画提案書等は、返却しないものとする。

1.1 企画提案書作成に関する質問について

以下の手順により受け付ける。

(1) 受付期間

令和8年2月12日(木)～令和8年2月26日(木) 午後5時までに必着

(2) 質問方法

次の(3)により、電子メール又はファックスにより提出すること。送信後必ず電話で受信を確認してください。

※電子メールの送信先 e1104002@pref.wakayama.lg.jp

(3) 質問様式

様式5

(4) 留意事項

企画提案書の評価にかかる質問や他の応募者からの提案書提出状況には回答しません。

※全体に関わる質問内容は、随時こども支援課ホームページに掲載します。

1.2 評価に係る事項

(1) 評価方法

補助候補者の選定にあたっては、提案者による企画提案書を基に、競争性及び透明性の確保に十分配慮の上、「(2) 評価項目」に基づき、企画提案の内容や事業の実施能力、事業者の信頼性等を評価・採点し、審議の上、補助金の補助候補者として選定する。

なお、評価の結果、評価点が満点の6割未満である場合は選定しない。

(2) 評価項目

以下6項目とする。

- ア 業務履行の確実性
- イ 個別カウンセリング体制
- ウ 受け入れ体制
- エ 若者の自立支援に関する理解
- オ 利用者の社会参加を促進するための提案
- カ 費用の妥当性

(3) 選定委員会

開催日時・場所

日時：令和8年3月18日（水）13：30～15：30（予定）

場所：和歌山県庁北別館1階1-C会議室（予定）

(4) 評価結果について

採用・不採用にかかわらず書面により通知し、こども支援課ホームページに補助候補者の名称を公表します。

1.3 失格の要件

以下の条件のいずれかに該当する場合は、失格（選定対象からの除外）とする。

- (1) 「7 参加資格要件」に掲げる参加資格を満たさない場合
- (2) 企画提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (3) 提案者に次の行為があった場合
 - ア 委員に対して直接、間接を問わず故意に接触を求めること
 - イ 他の提案者と応募提案の内容又は意思について相談を行うこと
 - ウ 補助候補者の選定終了時まで、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること
 - エ 企画提案書に虚偽の記載を行うこと
 - オ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
 - カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

1.4 補助の解除

補助開始後であっても、次の場合には補助を解除し、補助事業者を変更することがある。

- (1) 企画提案書の内容に虚偽の記載が明らかになった場合
- (2) 企画提案書の内容に重大な瑕疵がある場合
- (3) 業務遂行の意思が認められない場合
- (4) 業務遂行能力がないと認められる場合

(5) その他、補助事業を継続するに耐えられない業務がある場合

1.5 問い合わせ先

和歌山県共生社会推進部こども家庭局こども支援課

住所：〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

電話：073-441-2555 FAX：073-441-2491